

委託事業、補助事業及び基金補助事業において、従事者が実際に事業に従事した時間数等に基づかずに人件費を算定したり、対象事業費に含めることができない経費を含めたりしていたため、委託費の支払額及び補助金の交付額が過大

2件 不当金額(支出) 1億8771万円

1 委託事業等の概要

(1) 委託事業

農林水産本省（以下「本省」という。）は、日本産の農林水産物及び食品の輸出を拡大するなどのために、平成21年度に、特定非営利活動法人日本食レストラン海外普及推進機構（以下「推進機構」という。）、24、25両年度に、一般社団法人日本フードサービス協会（推進機構と合わせて「2法人」という。）との間で、「平成21年度海外日本食優良店調査・支援委託事業」等5件の委託契約を締結して事業を実施させて、委託費計181,783,719円を支払っている。

(2) 補助事業及び基金補助事業

本省は、21年度から26年度までに、農林水産物等輸出促進支援事業補助金交付要綱等に基づき、2法人が実施した海外で開催される食関連見本市への出展等の補助事業に対して、農林水産物・食品輸出促進対策費補助金等14件、計844,659,862円を交付している。

また、本省は、食品流通構造改善緊急対策事業費等補助金交付要綱等に基づき、23、24両年度に、公益財団法人食品流通構造改善促進機構（以下「食流機構」という。）に対して、農山漁村6次産業化対策事業費補助金を交付して、基金を造成させている。そして、食流機構は、24、25両年度に、農山漁村6次産業化対策事業に係る公募要領等に基づき、推進機構が実施した基金補助事業に対して、基金補助金2件、計163,636,721円を交付している。

2 検査の結果

ア 人件費の算定が適正でなかった事態

2法人は、委託事業1件、補助事業10件及び基金補助事業2件において、従事者が委託事業等に従事した日数に日額単価を乗ずるなどして算定した額を人件費として実績報告書に計上していた。

しかし、2法人は、委託事業等に従事した日数の算定に当たり、従事者が委託事業等に全く従事していない日や1日のうち一部の時間しか従事していない日を終日従事したとするなどして、これに係る人件費の額24,600,854円を含めていた。

イ 対象事業費に含めることができない経費を含めていた事態

2法人は、委託事業4件、補助事業9件及び基金補助事業1件において、見本市、商談会、研修会等を実施するための会場の借上費及びこれに関連する経費を委託事業等の対象事業費として実績報告書に計上していた。

しかし、2法人は、委託契約前又は補助金の交付決定前に会場借上げ等に係る契約を締結していて、対象事業費に含めることができないとされている委託契約等の前に発生した経費計51,915,146円を委託事業等の対象事業費に含めていた。

このほか、2法人は、委託事業等21件に係る実績報告書に委託事業等に必要な経費や当該委託事業等の実施に要した経費であることを証明できない経費計111,198,116円を含めていた。

したがって、各従事者が実際に委託事業等に従事した時間数等に基づき適正な人件費を算定するとともに、対象事業費に含めることができない経費を除外して適正な対象事業費を算定すると、委託事業計136,974,869円、補助事業計722,142,162円及び基金補助事業計143,249,155円となることから、前記の委託費支払額、国庫補助金交付額及び基金補助金交付額との差額44,808,850円、122,517,700円及び20,387,566円、計187,714,116円が過大となっていて、不当と認められる。